

「メイド in 阪神」応援店登録要領

1 目的

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「阪神地域」という。）の農畜林産物や加工食品の消費拡大を図るとともに、県民が阪神産食材を味わう機会を創設するために、積極的に阪神産食材を使った料理や加工品を販売する阪神地域の店舗を「メイド in 阪神」応援店として登録する。

2 阪神産食材の定義

「阪神産食材」とは、原則として“メイド・イン・阪神”食材 BOOK に掲載の食材をいう。

3 対象店舗

「メイド in 阪神」応援店として登録の対象とする店舗は、阪神地域に所在する飲食店及び菓子・パン等小売業とする。

4 登録要件

登録申請を行う店舗は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 阪神産食材にこだわりをもって、積極的に活用していく意向があること
- (2) 阪神産食材を使ったメニュー又は商品があること
- (3) 阪神産食材の使用を PR していること

5 登録方法

登録を希望する代表者は、別添 登録申請書（別紙様式第 1 号）により登録台帳を阪神アグリパーク構想推進協議会事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

6 登録審査

事務局は、登録を希望する店舗の所在する市町及び兵庫六甲農業協同組合の意見を聞いたうえで、必要に応じて現地調査を実施し、登録の可否を決定する。

事務局は、登録が決定した店舗に対して登録（別紙様式第 2 号）を通知する。

7 登録内容の変更

登録内容に変更があった際は随時事務局に変更届（別紙様式第 3 号）を提出する。

8 登録内容の定期更新

事務局は毎年 3 月に登録台帳に基づき変更がないか確認を行い翌年度のホームページに反映する。

9 注意事項

- (1) 「メイド in 阪神」応援店に登録をした店（以下「登録店」という。）は関係法規を遵守するとともに、阪神アグリパーク又は「メイド in 阪神」応援店の信用を損なうことのないようにしなければならない。
- (2) 事務局は、登録店が登録内容を満たさなくなった場合、または、登録店の責務を果たしていないと判断した場合は、登録店の登録を取り消すことができる。

10 特典

- (1) 事務局は登録内容を阪神アグリパークのホームページに掲載する。
- (2) 事務局は登録内容をリーフレット等に掲載し PR に努める。
- (3) 登録店は「メイド in 阪神」応援店のイベントに参加できる。
- (4) 事務局は登録証等の啓発資料を登録店に送付する。

附則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は令和 4 年 12 月 27 日から適用する。

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

阪神アグリパーク構想推進協議会長 様

住所 _____
氏名 _____
(団体又は法人にあつては、名称及び代表者職氏名)
電話番号 _____
FAX 番号 _____
E-mail _____

「メイド in 阪神」応援店登録申請書

当店は阪神産食材にこだわりをもって積極的に活用する意向があるため、「メイド in 阪神」応援店登録要領第5の規定に基づき提出します。

記

別記参照

(別紙様式第2号)

令和 年 月 日

様

阪神アグリパーク構想推進協議会長

「メイド in 阪神」応援店登録通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阪神産食材応援店登録申請については、「メイド in 阪神」応援店登録要領第6の規定により登録しましたので通知します。

(別紙様式第3号)

令和 年 月 日

阪神アグリパーク構想推進協議会長 様

住所 _____

氏名 _____

(団体又は法人にあつては、名称及び代表者職氏名)

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

「メイド in 阪神」応援店登録内容の変更届

このことについて、登録内容に変更が生じたので、「メイド in 阪神」応援店登録要領第7の規定に基づき提出します。

記

別記参照

※ 登録台帳の変更部分を朱字、見え消しにより修正して添付